

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次	ページ
----	-----

告示	
新たに生じた土地の確認(七八一・市町村課)	1
字の区域の変更(七八二・市町村課)	1
保安林の指定解除の予定(七八三・由利地域振興局農林部)	1
大規模小売店舗の新設日、施設等の変更に関する届出(七八四、七八五・商工業振興課)	2
開発行為に関する工事の完了(七八六・仙北地域振興局建設部)	3
道路区域の変更及び供用開始(七八七・道路環境課)	3
公告	
秋田県人事給与庶務システム構築業務についての企画提案書の提出(総務事務ITシステム推進チーム)	4
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課)	6
土地改良区の役員の変更及び就任の届出(由利地域振興局農林部)	6
土地改良区の役員の変更の届出(平鹿地域振興局農林部)	7
土地改良区の定款変更の認可(北秋田地域振興局農林部)	7
土地改良区の定款変更の認可(秋田地域振興局農林部)	7
土地改良区の合併の認可(平鹿地域振興局農林部)	7
特定調達契約に係る落札者の決定(建設管理課)	7
人事委員会規則	
人事委員会規則七 三〇(寒冷地手当)の一部を改正する規則	8
人事委員会規則九 九(公益法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則	8

告 示

秋田県告示第七百八十一号
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定により、南秋田郡昭和町の区域内に新たに生じた次の土地を確認した旨同町長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。
 平成十六年十月五日

秋田県知事 寺田典城

区 域	面 積
南秋田郡昭和町大久保字宮の前 一九二の一、一九五、一九八の一、二〇〇に隣接する公有水面埋立地	一、六二一・六五㎡
南秋田郡昭和町乱橋字下畑 五八の一に隣接する公有水面埋立地	

秋田県告示第七百八十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、南秋田郡昭和町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。
 平成十六年十月五日

秋田県知事 寺田典城

変更前の字の区域	変更後の字の区域
南秋田郡昭和町大久保字宮の前 一九二の一、一九五、一九八の一、二〇〇に隣接する公有水面埋立地	南秋田郡昭和町大久保字宮の前
南秋田郡昭和町乱橋字下畑 五八の一に隣接する公有水面埋立地	

秋田県告示第七百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成十六年十月五日

秋田県知事 寺田典城

本 庄 市	郡 市 町 村	山 内	松 倉 沢	一 六 の 一	一 八 、 四 〇 六	一 ・ 八 四 〇 六	一 ・ 八 四 〇 六	〇 ・ 〇 三 四 〇	な だ れ の 危 険 防 止	道 路 用 地 と す る た め
	(大字)									
	字									
	地 番									
	台 帳 (平方メートル)									
	見 込 み (ヘクタール)									
	保安林面積									
	保安林解除面積見込み (ヘクタール)									
	指定の目的									
	解除の理由									

（関係図面は、省略し、農林水産部森林整備課及び由利地域振興局並びに本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第七百八十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十六年十月五日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社伊徳 代表取締役 伊藤 碩彦
大館市清水四丁目四番十五号
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
いとく二ツ井ショッピングセンター
山本郡二ツ井町字中坪十八番一外
変更しようとする事項
- (三) 小売業を行う者の閉店時刻
株式会社伊徳

ア 変更前 午後九時

イ 変更後 午後十一時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前九時から午後九時まで

イ 変更後 午前八時四十五分から午後十一時十五分まで

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前 午前七時から午後八時まで

イ 変更後 午前六時から午後九時まで

(4) 変更する年月日
平成十六年九月二十九日

(5) 変更する理由
来客の利便性向上を図るため

二 届出年月日

平成十六年九月二十四日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

二ツ井町役場 産業振興課

(二) 縦覧期間

- 平成十六年十月五日から平成十七年二月七日まで
- 四 意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
意見書を述べる者の氏名及び住所
意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三)(二)(一) 意見を述べる理由

秋田県告示第七百八十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十六年十月五日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
大和情報サービス株式会社 代表取締役 榎本昌豊
東京都台東区上野七丁目十四 四
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングタウンアクロス能代
能代市字寺向四十八外
- (三) 変更しようとする事項
小売業を行う者の閉店時刻
株式会社伊徳、株式会社ヒツジヤ、株式会社装研、株式会社グリーンセンター、渡辺正彦、有限会社松雲堂、有限会社ますやイホコ商店、斉藤勇
- (2)(1) 変更前 午後九時
変更後 午後十一時
- (四) 変更する年月日
平成十六年九月二十九日
- (五) 変更する理由
来客の利便性向上を図るため

二 届出年月日

平成十六年九月二十四日

三 関係書類の縦覧場所及び期間
縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
能代市役所 商工港湾課

(二) 縦覧期間
平成十六年十月五日から平成十七年二月七日まで

四 意見書の提出先

- 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
意見書を述べる者の氏名及び住所
意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三)(二)(一) 意見を述べる理由

秋田県告示第七百八十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十六年六月三十日付け指令仙建 十七 四で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十六年十月五日

秋田県知事 寺田典城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

秋田市寺内字神屋敷二百九十五番地三十七

トヨタカローラ秋田株式会社 代表取締役 伊藤哲之

二 開発区域に含まれる地域の名称

大曲市飯田町四百三十七番一、四百三十七番四、四百三十七番六、四百三十八番一、四百三十八番二、四百三十九番一、四百四十五番一

大曲市飯田字家の前三十三番一、三十四番、三十五番、三十六番一、三十六番三、三十六番四、三十六番五

秋田県告示第七百八十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成十六年十月五日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域及び供用開始の区間

一般国道	道路の種類		旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧						
百七号		百七号			由利郡東由利町館合字大上二番地先から字板戸口一六番四地先まで		一五・〇〇〇～六一・〇〇〇	〇・二三三
百七号		百七号					一五・〇〇〇～六一・〇〇〇	〇・二三三

公 告

- 二 供用開始の期日 平成十六年十月五日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (一) 場所 建設交通部道路環境課
 - (二) 期間 平成十六年十月五日から同月十八日まで

秋田県人事給与庶務システム構築業務について企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公告する。

平成十六年十月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 企画提案書の提出を求める事項
 - (一) 企画提案書の提出を求める業務(以下「公告業務」という。)の名称
秋田県人事給与庶務システム構築業務
 - (二) 公告業務の内容
秋田県における人事給与庶務事務の効率化、省力化を図るため、人事給与庶務システムの設計開発を行う。
 - (三) 履行場所
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県庁
 - (四) 履行期限
平成十八年三月三十一日(金)
- 二 企画提案書を提出する者に必要な資格
企画提案書を提出することができる者は、次に掲げる者以外の者で、企画提案書を提出することができる者に必要な資格(以下「提出資格」という。)を有すると知事に認定されたものとする。
- (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規

定する者

- (二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後二年を経過していないもの(その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。)
- (三) 提出資格の認定の日において、現に県の指名停止措置を受けている者

三 提出資格の認定の手続

- (一) 企画提案書を提出しようとする者は、次により知事に申請し、提出資格の認定を受けなければならない。

- (1) 提出書類及び提出部数
次に掲げる事項を記載した提出資格認定申請書(以下「申請書」という。)

二部

ア 住所又は所在地、氏名又は名称及び法人その他の団体にあつては代表者の氏名並びに電話番号

イ 申請の日における職員数及び専門分野別技術職員の資格等

ウ 申請の日までに履行した公告業務と同種のシステム構築業務の履行内容

エ 公告業務の履行体制(担当者の職、資格、経験等)

(2) 提出方法
持参し、又は郵送すること。

(3) 提出期間
平成十六年十月十二日(火)から同月十九日(火)まで(日曜日及び土曜日を除く。)

の午前八時三十分から午後五時十五分まで(郵送による場合は、簡易書留郵便によることとし、同日午後五時十五分まで必着)とする。

なお、提出後における申請書の追加及び変更は、認めない。

(4) 提出場所

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

- 秋田県総務部総務課総務事務ITシステム推進チーム 電話〇一八 八六〇
一〇六一
- (二) 提出資格の認定の時期
平成十六年十月下旬
- (三) 提出資格の認定の結果の通知
提出資格の認定の結果は、書面により申請者に通知する。
- (四) 提出資格の認定を受けられなかった者に対する理由の説明
(1) 提出資格の認定を受けられなかった者は、その理由について知事に説明を求めることができる。この場合において、説明を求めようとする者は、(三)による通知を受けた日から七日以内に、説明を求め旨を記載した書面を(一)(4)の場所に提出しなければならない。
(2) 説明を求めた者に対しては、(1)の書面の提出があった日から七日以内に書面により回答する。
- 四 企画提案書の提出手続
(一) 提出書類
次に掲げる事項を記載した企画提案書(A四判横長用紙、横書き、左とじ)十部
(1) 提案するシステムの概要
(2) ソフトウェアの内容
(3) ハードウェアの内容
(4) システムの開発方法
(5) システムの維持管理の方法
(6) 経費の概算額及びその内訳
(二) 提出方法
持参し、又は郵送すること。
(三) 提出期間
平成十六年十一月一日(月)から同月十五日(月)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)(の午前八時三十分から午後五時十五分まで(郵送による場合は、簡易書留郵便によることとし、同日午後五時十五分まで必着)とする。
なお、提出後における企画提案書の追加及び変更は、認めない。
(四) 提出場所
別途指定するので、八(五)に照会すること。
- 五 最優秀提案者の選定等
(一) 選定に関し審査する事項

- 企画提案書を提出した者(以下「提案者」という。)(のうち最も優れた提案を行ったと認められるものを選定する際に審査する事項は、次のとおりとする。
- (1) 公告業務に関する説明書の理解度並びに企画提案書の内容の的確性、創造性及び実現性
(2) 公告業務の実施設計及び実施方法の妥当性
(3) 公告業務を履行する能力
(4) 公告業務と同種の業務に係る実績
(5) 公告業務の履行に係る経費の額
- (二) 選定方法
次により、第一段階及び第二段階の選定を行う。ただし、提案者が少数である場合等においては、第一段階の選定を行わないことがある。
(1) 第一段階
提出された企画提案書を審査し、優秀なものを五件程度選定する。
(2) 第二段階
第一段階で選定された企画提案書を対象として審査を行い、最も優れた提案を行った提案者を決定する。
- (三) 選定の時期
選定は、平成十六年十二月三日(金)までに行う。
- (四) 選定の結果の通知
選定の結果については、書面により速やかに通知する。
- (五) 選定されなかった提案者に対する理由の説明
(1) 選定されなかった提案者は、その理由について知事に説明を求めることができ、この場合において、説明を求めようとする提案者は、(四)の通知を受けた日から七日以内に、説明を求め旨を記載した書面を(四)の場所に提出しなければならない。
- (2) 説明を求めた提案者に対しては、(1)の書面の提出があった日から十日以内に書面により回答する。
- 六 公告業務に関する説明書の交付期間及び交付場所
三(一)(三)及び三(一)(四)に同じ。
- 七 説明会の日時及び場所
(一) 日時
平成十六年十月十二日(火)午後二時から午後四時まで
(二) 場所
秋田市山王三丁目一番一号 秋田県庁第二庁舎五階 情報化研修室
- 八 その他

- (一) この公告に係る手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (二) 提出された企画提案書は、返却しない。
- (三) 企画提案書の提出に係る一切の費用については、提案者の負担とする。
- (四) 最優秀提案者の選定に当たり、提案者に対して、企画提案書の内容について説明を求めることがある。
- (五) 問い合わせ先
秋田県総務部総務課総務事務ITシステム推進チーム 電話〇一八 八六〇

九 概要

一〇六一

Summary

(1) Subject matter

Proposals for the creation of a human affairs and salary and welfare system

(2) Deadline for the submission of proposals

5 : 15 P.M. 15 November, 2004

(3) Contact information

General Administration IT System Development Team, General Affaires Division, General Affairs Department, Akita Prefectural Government, TEL 018-860-1062 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十六年十月五日

秋田県知事 寺田典城

一 申請のあった年月日

平成十六年九月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 障がい者自立生活センター「ほっと大仙」

三 代表者の氏名

石川 和美

四 主たる事務所の所在地

大曲市角間川町字中町頭十七番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、障がい者(児)及び高齢者に対して、地域で自立した心豊かな生活を営み、そして社会参加していくために必要とされる住宅、移動、食事、仕事などに関する様々なサービスを提供し、また、当事者である障がい者自身が自ら主体的にサービス提供者として活動を行えるための環境整備や支援を行うとともに、障がい者団体やボランティア団体などをはじめ行政や社会福祉団体とも協働しながら、地域福祉の増進を目指して活動を展開し、「福祉のまちづくり」と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から次のとおり役員(の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき)公告する。

平成十六年十月五日

秋田県知事 寺田典城

一 本荘市東由利町土地改良区

就任監事の住所及び氏名

本荘市宮沢字二枚田二十四番地

二 本荘市内越土地改良区

就任理事の住所及び氏名

本荘市畑谷字東畑谷七番地

三 由利郡仁賀保町土地改良区

退任理事の住所及び氏名

由利郡仁賀保町平沢字宮ノ前十一番地一

小国字下腰二十九番地

馬場字冷沢三十四番地一

院内字城前五十七番地

三森字浜田百三番地

畑字福田七十番地

寺田字笹森百六十七番地

中三地字中ノ堀十一番地

平沢字田角森三十二番地一

田抓字小荒田九十三番地

伊勢居地字南野四十二番地

平沢字田角森四十七番地一

就任理事の住所及び氏名

菊地 謙一郎

田 口 渉

小助川 捷一

須藤 正 芳

齋藤 彌 彦

佐藤 文 雄

佐藤 邦 彦

佐々木 長 秀

齋藤 正 樹

山田 幸 榮

三浦 康 正

増村 克 彦

菊地 良 作

横山 勝

由利郡仁賀保町伊勢居地字南野六十三番地

伊東 誠

馬場字冷沢三十四番地一

齋藤 彌

平沢字宮ノ前十一番地一

小助川 捷一

三森字浜田百三番地

佐藤 邦彦

中三地字新田十一番地二

齋藤 忠好

平沢字田角森四十七番地一

横山 勝

田抓字木ノ下十一番地

伊藤 盛雄

平沢字田角森三十二番地一

三浦 康正

小国字下腰二十九番地

須藤 正芳

畑字一本木下十八番地五

齋藤 武則

院内字城前五十七番地

佐々木 好夫

(三) 退任監事の住所及び氏名

由利郡仁賀保町芹田字家ノ後五十三番地一

遠藤 直

中三地字古川谷地一番地一

須田 鉄悦

田抓字中嶋四十一番地

佐藤 正男

(四) 就任監事の住所及び氏名

由利郡仁賀保町芹田字家ノ後五十三番地一

遠藤 直

中三地字古川谷地一番地一

須田 鉄悦

院内字杉山二十五番地

阿部 茂

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、横手市土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十六年十月五日

秋田県知事 寺田典城

退任理事の住所及び氏名

横手市三本柳字家間二十一番地

寺田博壽

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大館市上川沿土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十六年九月二十七日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十六年十月五日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、河辺郡芝野壠土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十六年九月二十八日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十六年十月五日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七十二条第二項の規定により、平成十六年十月一日土地改良区の合併を認可したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十六年十月五日

秋田県知事 寺田典城

- 一 合併により設立された土地改良区
おものがわ土地改良区
- 二 合併により解散した土地改良区
平鹿郡雄物川町福地土地改良区
平鹿郡雄物川町里見土地改良区
雄物川町館合土地改良区

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一條の規定に基づき、公示する。

平成十六年十月五日

秋田県知事 寺田典城

- 一 落札に係る物品の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 百八十三台
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
建設交通部建設管理課 秋田市山王四丁目一番一号
- 三 落札者を決定した日
平成十六年九月三日
- 四 落札者の名称及び住所
株式会社渡敬秋田支店 秋田市卸町三丁目五番一号
- 五 落札金額
三千三百九十四万三千三百七十六円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

七 一般競争入札の公告を行った日
平成十六年七月二十三日

人事委員会規則

人事委員会規則七 三〇(寒冷地手当)の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十六年十月五日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七 三〇(寒冷地手当)の一部を改正する規則
規則七 三〇(寒冷地手当)の一部を次のように改正する。

第一条中「十月九日」を「十二月二十八日」に改め、「休日、」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則九 九(公益法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十六年十月五日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則九 九(公益法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則

規則九 九(公益法人等への職員の派遣等)の一部を次のように改正する。

第一条中「第九条」の下に「、第十条」を加える。

第二条中「別表」を「別表第一」に改める。

第十条を第十一条とする。

第九条中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第十条とする。

第八条第一項中「(同項に規定する特定法人をいう。以下同じ。)」を削り、同条を第九条とする。

第七条第一項中「第九条」を「第十条」に改め、同条を第八条とする。

第六条の次に次の一条を加える。

(特定法人)

第七条 条例第十条に規定する規則で定める法人(以下「特定法人」という。)は、

別表第二に掲げる法人とする。

別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二(第七条関係)

秋田空港ターミナルビル株式会社

附則
この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

ページ 段 行 誤 正

平成十六年九月七日(秋田県公報第千六百四号)掲載の秋田県公告(土地改良区の
役員の就任の届出)
(原稿誤り)

一 上 十五 土地改良区の役員の就任
の届出

三 上 終わり 土地改良区の役員の退任の
届出

三 上 から五 就任 退任

三 上 から五 就任 届出

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所 印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄